

広島県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年七月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道御調久井線	三原市久井町吉田字大道平二七六番一四地先から 三原市久井町吉田字大道平二五六番四地先まで	平成二〇年七月三日